

帝京大学各学部
所属長

遺伝子組換え生物を用いる研究課題届出について

平成21年 4月2日

帝京大学遺伝子組換え生物実験安全委員長 西澤 和久
(医療技術学部臨床検査学科)

先生方におかれましては平素より遺伝子組換え生物の拡散防止にご協力下さり感謝申し上げます。

平成21年度新規に組換えDNA実験やトランスジェニック動物を扱う研究につきまして、本学安全委員会まで書類を提出して頂くこととなりますので部局内の先生方へ周知下さいますようお願いいたします。また20年度以前に開始した継続課題につき、未提出の場合も提出して頂くこととなります。

1. 新規研究課題につきましては様式Aを提出願います。
2. 期限の切れた継続研究課題については様式Bを提出願います。(お手数ですが、研究代表者の方は実施中の課題につき期限をご確認下さい。)
3. 上記1、2のいずれの場合も遺伝子組換え生物を外部から搬入する場合はさらに様式Cを提出願います。 外部へ搬出する場合もご連絡願います。

様式・解説の請求先、様式の提出先：

様式は医学部庶務HPからダウンロードしメール添付にて提出下さい。随時受け付けます。(<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~shomu/> にリンクがあります。)

問合せ・提出先：医学部事務部 shomu@med.teikyo-u.ac.jp

(注意事項)

1. 動物搬送の際は動物が容器を破壊して逃亡する可能性にご留意願います。
2. ノックアウトマウス使用の場合、遺伝子図(論文に載せるようなDNAコンストラクトの図)を提出願います。できればpdfファイルをお願いいたします。
3. 学生実習用の(プラスミドを含む)大腸菌作成やトランスジェニックマウスの保管や他機関から搬入する場合でも届けていただくこととなります。
4. 医学部動物棟の飼育マウス数の増加を考慮し、飼育室を多くの研究者が快適に使用できるようご協力願います。とくに期限の過ぎた研究課題で使用したマウスの適切な処分にご協力願います。
5. 病院新棟への研究室移動の際は、現行の課題番号を添えて新しい図面を

お送り下さい。

(参考)

下記は遺伝子組換え生物使用に関する法律・省令を平易な表現で要約したものです。より厳密な表現を知りたい場合は医学部庶務に問い合わせ下さい。(文科省HPにも掲載)

以下で「遺伝子組換え生物」とは「トランスジェニック動植物(ノックアウトを含む)、他の生物の遺伝子を含む微生物、組換えウイルス(非増殖型ベクターを含む)、人工的に細胞融合した生物など」を意味します。一方、「個体に分化する能力のない動物培養細胞(たとえばHeLa, 3T3, CHO, COS, 293細胞など)」は生物ではないとされており、これらを利用してDNA安定発現株を作成する場合は安全委員会に届ける必要はありません。もちろん裸のDNAやRNAは(どのように配列を改変しても)生物ではありません。

1. 主務大臣(文部科学、環境大臣など)の許可を受けずに遺伝子組換え生物を用いる実験を、環境への拡散を防止する意図をもたずに実施することは禁止されている。
2. とるべき拡散防止措置のレベルが明らかでない遺伝子組換え生物(たとえば新種の病原細菌・ウイルスを遺伝子改変する場合)の場合には事前に大臣の承認が必要である。
3. 各事業所(たとえば大学)において安全委員会や安全主任者を設置することが省令で定められている。各研究課題について大臣確認を必要とするものか、それとも事業所内での承認で十分かを安全委員会が判断する。
4. 遺伝子組換え生物を他の研究機関から譲り受ける場合、研究者と安全委員会には、その生物および拡散防止措置の方法についての情報を提供者から受け取り、安全委員会にその情報を届け、研究代表者と安全委員会がその情報を紙による文書または電磁的記録として保管する、という義務がある。
5. 遺伝子組換え生物を他の研究機関に譲渡する場合、4で述べた情報を提供することが(法律レベルでの)義務となっている。また、保管に当たっては漏出・逃亡しない構造の容器に入れ、表面の見やすい箇所に遺伝子組換え生物である旨を表示すること。
6. 「生物多様性への影響がないとはいえない遺伝子組換え生物」の輸出入については大臣確認の必要が生じることがある。

以 上